

## 令和3年第3回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年3月10日(金) 午後1時30分から午後3時20分
- 2 場 所 菊池市生涯学習センター2階 大研修室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 4番/工藤真理子 5番/煤田 實  
7番/永田正一郎 8番/坂田貞志 9番/右田博昭 10番/右田正臣  
12番/松永孝志 13番/緒方啓一 14番/丸山利明 15番/荒木孝子  
16番/水上義夫 17番/川口毅憲 18番/守塚伸二 19番/高木洋一
- 4 欠席委員 3番/歌丸研一 6番/緒方哲郎 11番/高山悦子
- 5 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄  
(旭志分室) 下川利治  
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について  
議案第2号 農地所有適格法人設立届出について  
議案第3号 買受適格証明願について  
議案第4号 農地法第3条許可申請について  
議案第5号 農地法第5条許可申請について  
議案第6号 農用地利用集積計画(案)について  
議案第7号 菊池市農地利用最適化推進委員の決定について  
報 告 許可不要転用届出について  
合意解約について  
そ の 他

## 《 開 会 》

**事務局長**) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日は、議席番号3番／歌丸委員、議席番号6番／緒方哲郎委員、議席番号11番／高山委員から欠席の届け出がっております。本日の会議につきましては、19名中16名の委員さんにご出席いただいておりますので、『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和3年第3回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《 会長挨拶 》

## 《 議事録署名委員指名 》

**会 長**) 菊池市農業委員会会議規則第18条の規定に基づき、本日の議事録署名者として、議席番号16番／水上委員と議席番号19番／高木委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

## 《 議案審議 》

**会 長**) 本日の議題は、第1号から第7号までの議案7件及び報告2件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局長**) 議案第1号／新規就農ついて、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。2ページをご覧ください。「農業計画書」です。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年時における経営面積、開けていただきまして、3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。3月2日に丸山会長、担当地区の緒方啓一委員、川口推進委員と事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして緒方啓一委員よりご意見ををお願いいたします。

**緒方啓一委員**) 13番の緒方です。今事務局から申されましたように、3月2日に面談を行いました。この方は、龍門は班蛇口地区で、山間地の田んぼを父の代から小作をされていたものです。後で詳しく出てきますが、言いますが、贈与という形で水田を

もらい受けられましたが、自分の土地が小作をずっとやっていた関係で持たれませんので、この度新規就農者として申請をして小作していたもらい受けた田んぼをこれから作っていこうという申請でございます。会社も辞めておられ、仕事がこの米作りくらいしかありませんので、一生懸命この米作りを頑張っておられる方でございます。何ら問題はないと思いますし、山間地の田んぼでございますので、こういう人がいないと荒れていきますし、頑張してほしいなど地元の農業委員としては思っている次第でございます。よろしくお願いいたします。

会 長) 新規就農につきまして事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。2ページの4番の目標経営面積ですが、この畑の欄に80アールと書いてあります。これは田の訂正だと思うんですけども、訂正位置は上の段にお願いしたいと思います。

事務局) すみません、それにつきましては今後指導していきます。宜しくお願いたします。

会 長) 事務局の方で訂正して頂くようになりました。他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／農地所有適格法人設立届出について、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。別紙のとおり農地所有適格法人設立届出がありましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。5ページをお開きください。「農地所有適格法人設立届出書」です。法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係、第2号関係、第3号関係につきましては記載のとおりでございますが、5ページの下の方にあります(2)売上高につきましては、新規設立の法人であることから、申請日に属する年のみの記載となっております。記載内容から、法人形態は株式会社で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が100%、役員の過半数が農業の常時従事

者であることから、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4つの設立要件を全て満たしており、特に問題はないものと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

会 長) 農地所有適格法人設立届出につきまして、事務局からの説明は終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願ひいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第3号／買受適格証明願について、ご説明させていただきます。8ページをご覧ください。公売に付されました別紙農地につきまして買受適格証明願が提出されましたので、農地法第3条許可の適格者としての可否につきご審議のうえ、委員会の意見を決定していただき、適格証明書を交付するものでございます。9ページをお開きください。耕作目的の買受適格証明願です。提出者の住所・氏名、買い受けようとする土地、競売の期日及び場所、買い受けようとする者及びその世帯員の経営面積等、耕作従事状況並びに農機具・家畜の保有状況、その他参考となる事項の内容につきましては、記載のとおりでございます。担当地区の守塚委員よりご意見をお願ひいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。場所は温泉ドームから南西へ約1.5kmほど進んだところにあります。申請人の所有している農地の隣に隣接しており、今回の申請で自作したいとのことです。作付けは麦・大豆などを作られるとのことです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) 買受適格証明願につきまして、事務局と担当委員さんからの説明は終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、買受適格証明願書を交付することにご異議のない委員さんは、挙手をお願ひいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、交付することに決定いたします。次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局) 議案第4号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。

11ページをお開きください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転8件、賃貸借権設定11件、使用貸借権設定1件、地上権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 今月の案件は農地法第3条第1項の各号に該当しないので、許可要件を満たすものと考えます。それではまず1番です。12ページをお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。3月5日に現地を調査に行って参りました。譲渡人さんは申請地を小作に出しておられました。今回売却を考えておられました。譲受人さんは申請地をずっと小作されており、今回譲渡人さんから買ってほしいと要望され、譲受人さんとの間に売買が成立したものです。問題はないと思います。ご審議、よろしくをお願いします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきましては、私が担当ですので、意見を述べさせていただきます。14番の丸山です。3月7日に外村推進委員と現地確認をして参りました。譲渡人・譲受人、親子関係で贈与ということ。何ら問題はないと思っております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきましても私が担当ですので、意見を述べさせていただきます。譲受人さん、先月の所有権移転で、下限面積等で若干質疑があった方で、今回はご親戚の方の農地を贈与という形で譲り受けるということでの申請になっております。これも3月7日に外村推進委員と現地確認して参りました。現地は綺麗に草刈り等もしてありまして、ここについてもまた栗を植えるということでの申請になっております。何ら問題はないと思っております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。12ページから13ページにかけてになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。先ほど新規就農者の時に説明したとおりでございますが、譲渡人が公務員でございましたが、地元を離れて合志の方に家を移されましたので、農地だけが残っておりますので、先ほど申しましたように小作をされていた譲受人の方に渡されたものです。何ら問題はないと思っておりますが、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。13ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。これも同じ班蛇口地区の田んぼで、先ほどのとはちょっと違う谷にある田んぼでございますが、これも以前小作をされていた譲受人の方に贈与という形でお願いをされたものです。今はちょっと菜の花くらいが咲いて作付けはしておられませんが、農地が荒れないように贈与を受けておりますので守っていくということでございました。譲受人は1ha程米作りをされておりますので、何ら問題はないと思っております。よろしく願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。14ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。3月8日に本藤推進委員さんと二人で現地調査に行つて参りました。譲渡人さんは体力も落ちてきたので、規模縮小を考えておられました。譲受人さんは申請地が隣接する農地でありますので、要望され今回売買が成立したものです。農業に意欲をもっておられ、問題はないと思います。ご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 7番です。14ページから15ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。お互いの要望による所有権移転です。場所は七城町の松島公民館から約600mくらいの範囲の場所です。譲受人の所有している農地の近い場所で、今回の農地では水稻と飼料を作られるとのこと。問題ないと思います。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 8番です。15ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。この件は以前相互合意により売買がなされ、譲受人がゴボウを作付けされていましたが、この度登記をするために申請されるとのこと。問題はないと思います。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番をお願いいたします。

事務局) 16ページになります。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。3月5日に現地調査に行きました。貸付人さんは申請地を小作に出しておられましたが、今まで借りておられた方が戻されましたので、今回借受人さんと賃貸借権の設定をするものでございます。借受人さんは水稻・ゴボウづくりに頑張っておられます。問題はないと思います。ご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、2番・3番・4番・5番の4件は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 2番・3番・4番・5番は、16ページから17ページになります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番・3番・4番・5番の4件につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。これも3月8日に現地調査に行つて参りました。この案件は、1月の案件に関連したものでございまして、2番から5番まで関連しております。借受人さんは、規模拡大するために貸付人の皆さんと賃貸借権の設定をされたものでございます。借受人さんは、水稻・ゴボウ・里芋・ネギなどを作つて頑張っておられます。問題はないと思います。ご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。17ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。譲渡人・譲受人、相互合意による貸借になっております。譲受人は先ほど法人設立の申請がありました方で、ゴボウを主に専門的にやっておられます。裏作としての貸借になっております。よろしくお願ひします。

会 長) 次に、7番をお願ひいたします。

事務局) 7番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。3月5日に現地調査に行つて参りました。借受人さんはずっと申請地を小作されており、引き続き耕作されますので今回も貸借権設定をされたものでございます。問題はないと思ひます。ご審議、よろしくお願ひします。

会 長) 次に、8番をお願ひいたします。

事務局) 17ページから18ページにかけまして8番になります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきましては、私が担当ですので、意見を述べたいと思ひます。14番の丸山です。譲渡人さんはお茶専業農家で、譲受人さんは集落で水稻を中心に非常に頑張つておられます。今回の申請は、54ページから55ページのナンバー15番で合意解約をされておりますので、その後今回の申請をされたということで、何ら問題はないと思つております。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、9番と10番は関連がありますので、一括して説明をお願ひいたします。

事務局) 9番と10番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 9番と10番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。3月5日に現地確認いたしました。現地は国道387号線の村田の信号のところの両脇のゴボウの栽培がいっぱいされているとこ

ろの一角にあります。譲受人は奥さんの名前で申請してありますが、世帯でゴボウ栽培をされておりまして、現在もゴボウを作付けされておりまして、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、11番をお願ひいたします。

事務局) 11番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 11番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。借受人さんは昨年会社を退職され、農作業をされています。貸付人さんは同じ地区の方で、借受人さんの隣の農地ということで以前から小作をされていますので、問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、使用貸借権設定の1番につきまして、説明をお願ひいたします。

事務局) 19ページから20ページになります。1番です。貸付人、借受人。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。貸付人と借受人は親子の関係です。農業者年金受給のための再設定です。借受人はスイカと米を作付けされておりまして、問題はないと思います。

会 長) 次に、地上権設定の1番につきまして、説明をお願ひいたします。

事務局) 21ページをお願ひします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書のとおりで、備考といたしまして、後程農地法第5条許可申請の方で出てきますが、営農型太陽光発電設備のパネル下部にじゃがいも・飼料作物を栽培するという案件になっております。この地上権設定につきましては、営農型太陽光発電設備の下部を農地にすることになりますので、5条の転用許可と同時許可となります。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。借受人の方は農業支援事業に取り組んでいる太陽光の会社でございます。貸付人の方は、〇〇〇〇〇〇〇の方々と、地元の農家の人たちと協力をしながらの営農型太陽光です。農地の作付けは後から31ページの方で出てきますが、太陽光の下に先ほど事務局から説明がありましたように、作付けはじゃがいもを栽培されます。ポテトチップの会社で〇〇〇に出荷される予定です。〇〇〇は今年の7月に〇〇〇に会社がオープン開業されます。また、連作障害を考えられ飼料作物を植えられます。チモシーという種類の作物です。〇〇〇〇〇〇〇の委員の中に牛の繁殖をされている方がおられますので、この点については何ら問題はないかと思えます。作付けの方は認定農業者の〇〇〇〇〇が作られます。まずは3条の期間10年の営農型太陽光の地上権設定です。よろしく審議の程をお願いいたします。

会 長) 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明は終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、採決を行います。先程、事務局から説明がありましたように、地上権設定の1番は、この後に審議を行います議案第5号の農地法第5条許可申請の営農型太陽光発電設備の設置に伴う賃貸借権設定の可否との関連がありますが、そのことを踏まえまして許可することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。

会 長) 次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 長) 議案第5号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。22ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転8件、賃貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

**事務局)** 資料は23ページになります。まず所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書に記載のとおりです。転用者は建築設計業を営む個人で、畑66㎡の所有権を取得して、自ら営む事業所の倉庫及び資材置場に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北西に約1.3kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

**会 長)** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永田孝子委員)** 2番の永田でございます。今回の案件の申請地は、菊池電鉄プラザより北へ約800m程進みますと左側に小さな橋があります。それを渡ったらすぐ左に曲がり、100m行ったら右手に位置します。現地調査を3月8日に丸山会長、事務局、申請人さん、測量士、本藤推進委員、私とで立ち合いました。選定理由としましては、申請人は倉庫用地として管理が容易で、かつ利便性が高いので選定されました。事業目的および持久性、自宅敷地内に資材倉庫を一棟建ててありますが、この倉庫では手狭になり支障をきたしてしまいますので、今回の申請地所有者と知り合いなので、倉庫敷地として譲ってもらえないかと相談を持ち掛けたところ快諾を頂き、今回申請地を取得出来たわけでございます。計画概要は議案書のとおりでございます。給水計画は不要でございます。生活雑排水・汚水は発生しません。雨水は敷地内処理とされます。被害防除計画は、被害発生はないと思われませんが、もし発生した場合は当方にて対処されます。このようなことから転用は致し方ないのではと思います。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

**会 長)** 次に、2番をお願いいたします。

**事務局)** 番号2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑329㎡の所有権を取得して個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北西に約1.3kmの位置にある農地で、先ほどの番号1番の申請地のすぐ隣になります。農地区分は、先ほどと同じように第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

**会 長)** 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永田孝子委員)** 2番の永田でございます。今回の申請地は先ほどの1番の方と一緒にございまして、今回の申請地は先ほどの1番の方の横にあたります。現地調査も同

じ3月8日に行いました。選定理由と致しましては、申請地は閑静な土地柄で交通量も少なく、子どもの成長や住環境にも最適と考えられ選定されました。申請人は市内のアパートに住んでおられ、子どもさんが増えるとかかなり手狭になりますので、マイホームの建設を考えられました。子どもの成長や住環境に最適なところと思い、今回の申請地を見つけ譲渡人さんに要望され、話がまとまり取得出来たものでございます。計画概要は議案書のとおりでございます。給水は市の上水道へ接続されます。生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置され、浄化後既存の市道側溝に接続されます。雨水は敷地内の処理で、オーバーフロー分は既設市道側溝に接続されます。水路使用承諾書ももらってあります。造成中の被害防除対策としましては、被害は発生しないと思いますが、発生した場合は当方にて対処されます。完成後の被害防除対策も同様でございます。隣接農地の承諾書ももらってあります。このようなことから転用は致し方ないのではと思います。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は建築工事業を営む法人で、畑626㎡の所有権を取得して、資材置場に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から東北東に約1.9kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地になりますが、法人の代表者が申請地と同じ集落に居住しているため、転用目的が例外規定の集落に接続して設置される資材置場に該当するため、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

事務局) 緒方哲郎委員から説明文をお預かりしておりますので、代読いたします。3月8日に丸山会長、野村推進委員、事務局で現地を確認していただき、私は9日に申請人さんと現地にて聞き取りをしました。申請地は県道植木インター菊池線にホームセンターのコメリがありますが、直線距離で北へ概ね100m程行った場所にあります。北側と東側は畑、南側と西側は宅地となっています。申請人は住宅建築業をしておられ、菊池市内を中心に業績を伸ばし、経営内容も順調に推移しておられます。平成12年より建設リサイクル法が施行されたことにより、建設廃棄物の処理作業にも繁忙を極められておられて、廃棄物が大量に発生した場合各種の廃棄物を分別するスペースが不足するため、作業の効率が大変悪くなっているとのことでした。このようなことから、建設廃棄物の一時置場用の土地等を確保する必要性があるとの考えから、今回の申請に至ったとのことでした。申請地は自宅から里道を隔てた位置にあり、事業用倉庫敷地および資材置場として作業の効率性および

利便性が高いゆえ、維持管理も容易であることからこの土地を選定したとのことでした。計画の概要は議案書記載のとおりです。給排水計画は、給水は不要。生活雑排水は発生しません。雨水は計画地内に雨水浸透枿を設置し、地下浸透させるとのことでした。造成中・完成後の被害防除対策は、周辺農地に迷惑の掛からないように十分配慮し、万が一被害が生じた場合および生じる恐れがある場合は速やかに対処し、責任をもって解決し、周辺農地への配慮は恒久的に視野に入れて対応することでした。隣接農地・知見者の文書も添付しております。野村推進委員さんとも協議した結果、問題なしとの結論を出しております。以上のことから転用やむなしと考えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 番号4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田5.64㎡の所有権を取得して、自ら営む事業所への進入路に転用する案件になります。また転用者は、昭和56年頃から農地と知らずに進入路として利用されてきましたが、最近になって無断転用であったことが判明したということですので、追認許可の案件となります。なお始末書が添付されております。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西に約1.4kmの位置にある農地になります。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある農地であることから第3種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。今回の申請地は、菊池電鉄プラザより西、七城方面へ700m進みますと道左側に坂本製材所があります。その道前に位置します。現地調査を3月8日に立ち合いました。今回の転用は進入路への転用でございます。先ほど事務局から説明がありましてとおりでございまして、無断転用でございましたので、ここは約40年ずっと使われておりましたので、やむなしと思ひまして転用は致し方ないのではないかと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 番号5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は建築業を営む法人で、畑641㎡の所有権を取得して、2棟の建売住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、

黄色で着色した菊池市役所から南南西に約2.2kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

**会 長)** 5番につきましては、緒方哲郎委員の担当地区ですが、本日欠席ということで依頼がありましたので、私が代理で意見を述べさせていただきます。14番の丸山です。申請地につきましては、今事務局より説明がありましたところでございます。土地の設定理由につきましては、申請地境界は住宅地も点在し、閑静な土地柄で買い物等の利便性も高いので設定しました。事業の目的および必要性。利便性も非常に高く、建売住宅としては最適であり、かつ公共上下水道も設備されており、住環境としては当社が考える条件を満たしており申し分のないのでぜひとも必要です。事業計画につきましては、転用面積641㎡を建売個人住宅170㎡2棟分。駐車場用地72㎡、これも2棟分。道路等399㎡、これも2棟分ということです。給排水に関しましては、菊池の上下水道を利用するということです。雨水生活等につきましても、生活雑排水につきましては公共下水道に接続、汚水につきましても公共下水道に接続。雨水につきましては、自然浸透を基本とし、浸透枳を設置するということです。被害防除計画につきましては、造成中被害防除等が生じないようにすることはもちろんですが、生じた場合には当方で責任をもって対処するというような内容です。この案件につきましては、隣接農地の方から事務局・代理人さん宛てに2月の11日と12日に宅地反対を掲げた文書が届きました。これに対しまして、緒方哲郎委員・私・事務局と対応して、その反対された方については文書等で連絡等送っておりますが、いまだもってその返事が来てないというのが現実です。また、そのようなことを踏まえまして、担当の緒方哲郎委員あるいは野村推進委員の方に再三電話を致しまして、どのようなお考えかということを経理局の方へ伝えておいてくださいということで申し上げております。はがきの内容、あるいは事務局から相手に送った内容につきましては、担当委員さんあるいは推進委員さんから連絡が来ていると思いますので、そこを経理局から説明していただくならと思いますので、よろしいですか。

**事務局)** それでは、補足と言いますか説明をさせていただきます。先ず先程の申請地の北側になりますけれども、隣接農地の所有者が現在県外の方に住んでおられまして、その代わりというわけでしょうか、現在本市に住んでいる甥と言われる方から、許可後に住宅が建った場合に、農地からの鶏糞等の悪臭それから農薬の散布、これらが原因で住民とのトラブルが発生することが予測されるので、所有者とその甥の方は農地転用の同意には応じないという内容のはがきが2通、2月の中旬頃に事務局の方に届きました。よってこれに対しまして丸山会長名で公文書の方をお送りしたんですけれども、まず隣接農地の所有者の同意書、これについては法廷書類ではないため必ず必要なものではなくて、農地転用の許可の適否については農地法の基準に基づき行うもので、提出されました申請書の書類に不備がなく、かつ転用が周

辺の営農条件に支障が生じなければ許可せざるを得ないということ。それからまた、申請者の代理人が、叔父である所有者の方との連絡をとる手段がないために、甥の方に間に入って取りつないでほしい旨を書面にして返信しておりますが、先ほど丸山会長が言われました通り、現在まで相手から代理人にも事務局にも何も連絡がないという状況となっています。なお、担当委員の緒方哲郎委員それから担当推進委員の野村委員で協議された結果につきましては、転用はやむなしという結論になったという風にお聞きしております。以上です。

**会 長)** ありがとうございます。次に、6番をお願いいたします。

**事務局)** 番号6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑411㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から南南東に約1.6kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地になりますが、例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため、転用は可能になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

**会 長)** 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**工藤清子委員)** 1番の工藤でございます。3月8日現地確認立ち合いいたしました。この農地は、旭志支所より南南東へ約1.6km行ったところで集落内の農地です。譲渡人の方はご高齢でこの農地は遊休農地となっております。譲受人の方は、牛の肥育をされており、認定農業者でとても頑張っておられます。今現在7人家族で、子どもさん3人と成長と共に手狭になってきたため、今回個人住宅を計画されました。施設の概要は記載のとおりでございます。給水は北側市道内の上水道本管に接続します。生活雑排水・汚水は浄化槽処理後、北側市道内の側溝に放流いたします。雨水は、自然浸透、浸透枳を設置します。造成中・完成後の被害防除方策も計画されております。何かあった場合は速やかに対応するということです。区長さんの同意、近隣の農地の方々の同意も取れております。致し方ないかと思えます。どうぞよろしく審議の程をお願いいたします。

**会 長)** 次に、7番をお願いいたします。

**事務局)** 番号7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田386㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池

市泗水支所から北東に約770mの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地になりますが、例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため、転用は可能となっております。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、国道387号線沿いの養生園バス停から南へ900m。富地区を抜けて、田中地区の東からの出入り口付近になります。1種農地の集落接続となります。申請人さんは会社員で、現在大津町のアパートにお住まいですが、将来の生活設計を考えて交通アクセスのいい場所にある、地元の祖母所有の土地を譲り受け、平屋建ての個人住宅を新築されるものです。計画概要は事務局案内のとおりです。給水計画については、ボーリングにより地下水を利用します。生活雑排水・汚水については、市の下水道を利用します。雨水については、雨水浸透柵・集水柵を設置し、地下浸透により処理します。オーバーフロー分については前の水路に放流します。なお区長さんの排水同意書をとってあります。被害の防除計画については、造成時における土砂流出などが無いよう工事には細心の注意を払います。もし被害が生じた場合、自己責任において万全の防除策を講じます。完成後も同様、責任をもって対処・解決します。また隣接農地の同意書もとってあります。以上のことで、転用やむなしと考えます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 番号8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑384㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約1.2kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地になりますが、例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、国道387号線沿いの菊池養生園のバス停から南へ250m。周りは住宅やアパートが建ち並ぶ中にある1種農地になります。1種農地の集落接続ですね。申請人さんは公務員で、現在結婚してすぐ近くの実家に両親と同居されておられますが、子どもさんも生まれ手狭になったため、将

来の生活設計を考えて2階建ての個人住宅を新築されるものです。計画概要は事務局案内のとおりです。給排水計画については、市の上下水道を利用いたします。雨水については雨水浸透柵を数か所設置し、地下浸透処理します。オーバーフロー分については、近くの排水溝に放流します。なお区長さんの排水同意書もとっておられます。被害防除計画については、造成中近隣地への土砂流出や粉じんなど出ないように注意します。もし被害が生じた場合は対処・解決します。完成後も同様、責任をもって対処・解決します。なお隣接農地の同意書もとっております。以上のことで、転用に問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番につきまして、よろしくお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の番号1番です。資料は24ページになります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は太陽光発電事業等を営む法人で、26,159㎡の畑のうち283.76㎡を賃借し、10年間の一時転用により営農型太陽光発電設備を設置する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所からに東に約2.7kmの位置にある農地になります。農地区分は、全7筆のうち5筆が農振農用地区域内にある農地となり、残りの2筆が概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地になりますが、いずれも転用目的が営農型太陽光発電設備ということで、例外規定の一時転用に該当するため転用は可能です。次に土地利用計画図をご覧ください。土地利用計画の内容は、申請地に高さ2.6～2.99mの支柱を建て、太陽光パネル5,064枚、発電容量が約2,735kwの営農型太陽光発電設備を設置し、その下部では〇〇〇〇〇が馬鈴薯とチモシーという種類の牧草を生産する計画となっております。次に雨水排水計画図をご覧ください。雨水の処理については事業面積が広く、また地形に段差があるため1筆毎に素掘りの排水溝を設置し、その末端に2m四方の素掘りの調整池を設けて自然浸透させる計画ですので、原則雨水は敷地内で処理する形となります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。3月8日に現地確認立ち合いいたしました。土地の所在地は、旭志支所より東へ約2.7km行ったところに、南側に太陽光がある農地でございます。先ほど地上権設定の申請をされたところでございます。貸付人の方は〇〇〇〇〇〇〇の方で、借受人の方は太陽光発電事業で地域に人・もの・かねを還元する農業とのコラボレーション、農業支援事業に取り組んでおられる会社でございます。地元農家の人たちと協力しながらの営農型太陽光です。施設概要については記載のとおりでございます。生活雑排水は出ません。雨水については、自

然浸透・調整池を設置浸透させます。造成中または完成後の被害防除方策についても計画されており、何かあった場合は責任をもって速やかに対処されるということです。区長さんの同意、近隣の耕作者の同意も取れております。致し方ないかと思えます。よろしく審議の程をお願いいたします。

会 長) 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。最後の太陽光の話なんですけど、じゃがいもとチモシーを栽培・作付けされるということなんですけど、収穫の方法と種まきなんかの方法をどうやってされるのかを聞きたいんですが。

事務局) 先ず、じゃがいもの方が、2月に耕して3月に播種・6月に収穫が1サイクルで、8月に耕して9月に播種・12月の収穫と年2回の収穫が予定されております。チモシーにつきましては、9月に播種をしまして、11月・12月。それから1月・2月・3月・4月まで収穫するというような予定となっております。

右田正臣委員) 手作業になるんですか。

事務局) 作業方法については、計画書には詳しく載っていませんけど、面積が広いので機械でやられると思います。

右田正臣委員) 機械が入るような設計になっているんですか。

事務局) 高さが最低で約2m、幅が狭いところで2m80cmくらいですかね。広いところで3m25cmとか、そんな形で支柱が点々と入っているような状況になります。

会 長) 今のは、じゃがいもは手作業だと思いますけど、飼料用作物は手作業は無理じゃないか、というようなお尋ねですよ。

事務局) 飼料用作物は、機械を利用されるということでした。ただし、チモシーの収穫については、大型の機械は入りませんので、刈払い機で切って手で集めるような作業になるようです。

永田正一郎委員) 31ページに、〇〇〇〇〇への利用権設定の申請が出ていますが、貸される方が〇〇〇〇〇へ貸すようになっていますよね。



1 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、記載のとおりです。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

荒木委員) 1 5 番の荒木です。これは、お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城支所から西の方へ 1 km 程進んだところにあります。譲受人さんは、この農地の隣を作付けされておりました、1 枚の広ものにしたいという考えのようです。現在、水稻と野菜を中心に営農をされておりました、今回の申請地では水稻を作る予定だそうです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、2 番をお願いいたします。

事務局) 2 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4 番の工藤です。所有権の移転を受ける方は酪農家で、以前からこの農地を小作されておりました。所有権の移転をされる方は、市内に嫁がれてもう長くなるということで、今回相互合意のうえ所有権移転の話がまとまったようです。問題はないと思われまますので、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、3 番をお願いいたします。

事務局) 3 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4 番の工藤です。所有権を移転される方は 2 番と同じ方です。所有権の移転を受ける方が以前から小作をされており、酪農家で認定農業者でもありますので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、4 番と 5 番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 4 番と 5 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。なお、5 番につきましては、農業用施設の売買になります。

会 長) 4番と5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。5番から説明した方が分かりやすいと思いますので、こちらから説明させていただきます。所有権を移転する方は後継者がいないため酪農を辞められました。たまたま規模拡大を考えられていた繁殖農家の方と所有権の移転を受ける方との話がまとまったようです。牛舎を増改築して利用されるそうです。その際に隣接する4番の農地に牛舎が少し入り込むということで、4番の所有権を移転する方との話がまとまり、残りの農地には飼料作物を作られるそうです。問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。申請されております所有権を移転される方は、長らく泗水には住んでいらっしゃいませんし、今後も農業をやることはないということで、現在小作に出されておられます方をお願いをされまして売買という運びになりました。譲受人の方はですね水稲とアスパラを主に経営をされておまして、後継者もいらっしゃいますので、問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転6件のほか、賃貸借権設定50件、使用貸借権設定1件、中間管理事業9件となっております。しばらくお時間をお取りしますので、内容をご確認していただきますようお願いいたします。

( 議案内容の確認 )

会 長) 議案の確認をご確認していただいたと思いますので、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。35ページから36ページなんですが、野菜を60kg、お米を60kgですか。ショウガを60kgじゃないですよ。

事務局) お米60kgなんですけど。この方は新規就農者で、お父さんが借りていらっしゃる農地を借りないといけないということで、一度、合意解約されて息子さんの名前で借りられるので、現在お父さんが作っておられるお米を引き続き作られると

聞いております。すみません。失礼しました。

会 長) 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第7号／菊池市農地利用最適化推進委員の決定について、ご説明させていただきます。47ページをお開きください。菊池市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則第11条の規定に基づき、菊池市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の意見を受けまして、次期の委員を別紙候補者名簿の30人に決定していただくものでございます。48ページをご覧ください。「菊池市農地最適化推進委員候補者名簿」です。候補者30人の担当地区、氏名、職業、年齢、性別、住所、行政区名、認定農業者の内容につきましては、記載のとおりでございます。推進委員の候補者につきましては、農業委員と同様、概ね1か月間、地域の農業者等からの募集及び行政区や農業者で組織する団体等からの推薦を求め、その中から選出することとなっております。名簿に記載されている30人の方々は、それぞれ行政区や地域の区長会から候補者として推薦があったもので、2月10日に開催されました「菊池市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」におきまして、審議のうえ、推進委員として適任であるとの意見をいただいているところでございます。推進委員の選任は、農業委員会の委嘱となっていることから、本会議にお諮りさせていただいておりますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) 菊池市農地利用最適化推進委員の決定につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定されている議事参与の制限に該当される委員さんがいらっしゃいますので、申し訳ありませんが、退席していただきますようお願いいたします。

( 該当委員退席 )

会 長) それでは、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、候補者30人を菊池市農地利用最適化推進委員として決定することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、候補者30人を菊池市農地利用最適化推進委員として決定いたします。

退席された委員さんは、自席へお戻りください。

( 該当委員着席 )

会 長) 次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 49ページをお開きください。報告案件は「許可不要転用届出」及び「合意解約」の2件となっております。50ページをご覧ください。「許可不要転用届」です。携帯電話基地局を設置されるために転用されるもので、詳細につきましては、記載のとおりでございます。51ページをお開きください。今回、農地法第18条の規定による合意解約通知が23件あっており、詳細につきましては、56ページにかけて記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がありましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、報告案件につきましては、事務局からの説明どおりとさせていただきます。

会 長) 本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、これをもちまして「令和3年第3回農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩